

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画（第3期）

2019.3.14

社会福祉法人 嬉泉 次世代育成プロジェクト

行動計画期間 2017.4.1～2020.3.31（3年間）

★育児休業等を取得し又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、

活躍できるようにするための取り組みの実施

具体的な行動 1

現行の促進ツールを改訂し全拠点へ配布し周知再徹底を行う

育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など制度の周知を図る。また、各拠点事務担当者への情報を明確にする

具体的な行動 2

給与規程の見直しを図り、産休及び育児休業取得者への出産祝い金制度の仕組みを策定

★働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

具体的な行動 3

キャリアパス制度の再構築、昇格基準及び人事評価制度の見直しに向けた取り組みを図る

職員階層別、職種別のキャリアパス制度を策定するためのプロジェクトを発足し、キャリアパス制度の策定、運用を実施

具体的な行動 4

年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

拠点ごとの有給休暇取得実績、超過勤務時間の結果を集計し、管理者への情報の見える化を図る。同時に、休暇取得・ノー残業デイ啓発活動を継続展開する

以上